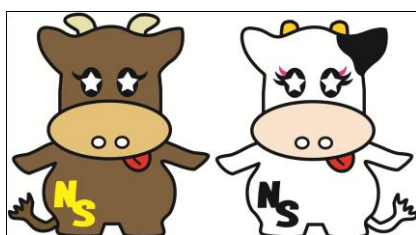


平成26年版

**第2次那須塩原市
男女共同参画行動計画
年次報告書
～平成25年度の実施状況～**

那須塩原市



男女共同参画社会の実現を目指して

近年、少子高齢化や生産年齢人口の減少が急速に進行するなど、社会経済情勢は大きく変化しております。このような中で、社会の変化に柔軟に対応でき、誰もがいきいきと暮らせる社会をつくっていくためには、男女が、その性別に関わりなく、あらゆる分野でそれぞれの個性や能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が大変重要です。

那須塩原市では、「那須塩原市男女共同参画推進条例」に基づき、平成19年3月に「男女共同参画行動計画」（第1次行動計画）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、これまでの成果と課題を検証し、平成24年3月に、「第2次那須塩原市男女共同参画行動計画（平成24年度～平成28年度）」を策定し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めているところです。

本書は、男女共同参画推進条例に基づく報告書として、平成25年度に取り組んできた男女共同参画に関する施策の実施状況をまとめたものです。

市民の皆さまをはじめ各種団体や事業者の方々には、市の男女共同参画の現状や施策に関する理解と関心を深めていただくとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの一助としていただければ幸いです。

平成26年7月

那須塩原市長 阿久津 憲二

目次

【基本理念と計画の体系】

1 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の基本理念	1
2 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の体系	2
3 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の指標と目標値	3

【施策の実施状況】

平成25年度の基本目標ごとの施策実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進	4
基本目標Ⅱ 男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立	7
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保	10
基本目標Ⅳ 家庭生活とその他の活動との両立の支援	15
基本目標Ⅴ 生涯を通じた社会参画のための環境の整備	20

【資料】

那須塩原市男女共同参画推進条例	24
-----------------------	----

基本理念と計画の体系

1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を本計画における理念とします。

(1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること

(3) 方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組

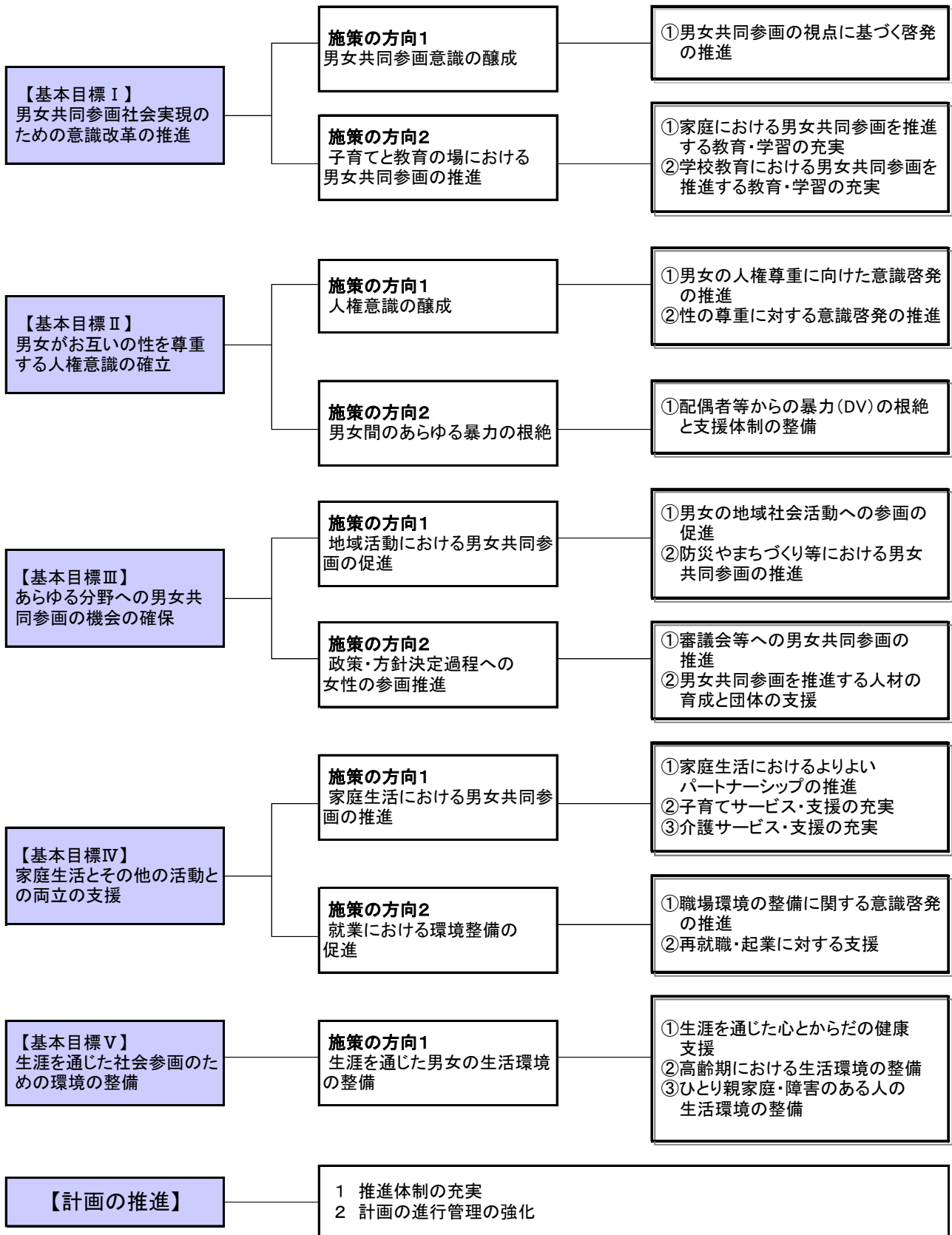
男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと

計画の体系

基本目標

施策の方向

施策



第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の指標と目標値

基本目標	施策の方向	指 標	基準値 (22年度)	現状値 (25年度)	目標値 (28年度)
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進	施策の方向Ⅰ－1 男女共同参画意識の醸成	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考え方をもつ人の割合	12.9%	10.0%	8.0%
	施策の方向Ⅰ－2 子育てと教育の場における男女共同参画の推進	学校教育において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	65.0%	64.5%	70.0%
基本目標Ⅱ 男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立	施策の方向Ⅱ－1 人権意識の醸成	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	18.0%	16.1%	23.0%
	施策の方向Ⅱ－2 男女間のあらゆる暴力の根絶	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	61.7%	68.8%	100.0%
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保	施策の方向Ⅲ－1 地域活動における男女共同参画の促進	地域・社会活動に参加していない人の割合	39.5%	40.9%	35.0%
	施策の方向Ⅲ－2 政策・方針決定過程への女性の参画推進	審議会等における女性委員の割合	20.9%	23.9%	30.0%
基本目標Ⅳ 家庭生活とその他の活動との両立の支援	施策の方向Ⅳ－1 家庭生活における男女共同参画の推進	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	28.6%	31.4%	48.0%
	施策の方向Ⅳ－2 就業における環境整備の促進	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	20.3%	22.9%	23.0%
基本目標Ⅴ 生涯を通じた社会参画のための環境の整備	施策の方向Ⅴ－1 生涯を通じた男女の生活環境の整備	生活習慣病の予防生涯を通じた男女の生活環境の整備	22.8%	未実施	70.0%以上

～平成25年度の

男女共同参画に関する施策の実施状況～



平成25年度
男女共同参画に関する施策の実施状況

評価
(事業本来の目的での達成度)
A:達成された
B:概ね達成された
C:あまり達成されていない
D:達成されていない

【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革の推進】

施策方向Ⅰ－1 <男女共同参画意識の醸成>

①男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

市民や事業所等に対し男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行うとともに、市職員の意識の高揚に向けた取組を進めます。

事業	平成25年度実施状況	評価
1. 男女共同参画広報紙「みいな」等による広報・啓発 【市民協働推進課】	<p>年4回(6, 9, 12, 3月)「みいな」を発行、各戸配布し、男女共同参画意識の醸成・啓発を行った。読者層を広げ、啓発を進めるために、高校生や若い夫婦に男女共同参画に関する取材を行い、若い世代が関心を持ち、読んでもらえるよう内容と紙面を工夫した。また市内の小中高校に配布した。</p> <p><評価・課題等> 今後も、女性だけでなく若い世代や男性の視点も取り入れた内容にするとともに、1人でも多くの市民に手にとってもらえるよう、紙面や内容の工夫をしていく。</p>	A
2. 男女共同参画フォーラムの開催 【市民協働推進課】	<p>12月に飾り葉ビジネスの仕掛け人である、横石知二氏(いんどり代表取締役)の講話及び「人生、いんどり」の映画上映を行った。</p> <p>来場者アンケートでは、男女ともにとても前向きなコメントが多く、フォーラムを通じて、男女共同参画や自分自身の役割などを考える機会となった。 参加者：467名</p> <p><評価・課題等> 男女共同参画について、1人でも多くの市民が関心を持ち、理解できるよう身近なテーマを題材にするなど内容の充実を図り、引き続き市民の男女共同参画意識の醸成を行う。</p>	A
3. 男女共同参画セミナーの開催 【市民協働推進課】	<p>栃木県男女共同参画地域推進員那須塩原市連絡会員が、市内の高校生を対象に、デートDVの寸劇を演じ、その後グループワークでデートDVや男女共同参画について考え話し合う出前講座を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目 40名(県立黒磯高等学校) ・第2回目 240名(県立那須拓陽高等学校) <p><評価・課題等> 若い世代の男女共同参画の意識啓発を進めるために、セミナーの対象を高校生とした。セミナーで、身近なところから男女の違いやこれからの社会について話し合うことで、多くの生徒が男女共同参画やDVについて考えるきっかけとなり、またお互いの考えを知る機会となった。</p>	A

<p>4. 男女共同参画社会に関する市民意識調査 【市民協働推進課】</p>	<p>平成25年度の調査では、DVに関する項目を多少変更し、社会情勢に応じてワークライフバランス（仕事と生活の調和）の項目を新たに追加した。</p> <p>回収率：34.1%（男性：27.0% 女性：36.4%）</p> <p>＜評価・課題等＞</p> <p>回収率が、前回調査（平成22年度）より4.3%減少した。</p> <p>調査内容について、多くが女性の視点であるため、もう一度見直す必要がある。また、回収率を上げるために、調査票の文字を大きくする・簡素化するなど工夫が必要である。</p>	<p>C</p>
<p>5. 市職員研修事業 【市民協働推進課・総務課】</p>	<p>工藤敬子氏（フェードイン代表取締役）を講師として、採用9～11年目の若手職員を対象に、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に関する職員研修を行った。</p> <p>参加者：47名</p> <p>＜評価・課題等＞</p> <p>市内における男女共同参画意識やワークライフバランスを推進するために、若手職員の意識改革及び上司や管理職の理解が必要となる。そのため若手職員から管理職までが男女共同参画について学ぶには、研修テーマを絞り目的をはっきりさせた上で対象者を選定する必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>施策方向 I - 2 <子育てと教育の場における男女共同参画の推進> ①家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実 家庭における教育力を高めるため、講演会等を開催します。</p>		
<p>事業</p>	<p>平成25年度実施状況</p>	<p>評価</p>
<p>1. 教育講演会の開催 【生涯学習課】</p>	<p>日時：平成25年7月6日（土）13：30～16：00 場所：黒磯文化会館大ホール 参加者：810名 内容：「宇宙主夫。～妻と娘と夢をおいかけて～」 講師：山崎大地 氏</p> <p>＜評価・課題等＞</p> <p>宇宙飛行士である山崎直子氏の夫として妻を支えた内容で、参加者からもおおむね好評を得た。</p>	<p>A</p>
<p>2. 子育てセミナーの開催 【生涯学習課】</p>	<p>日時：平成25年12月 1日（日）13：30～16：00 場所：三島ホール 参加者：155名 内容：「三つ子のパパの車椅子奮闘記」 講師：濱宮郷詞 氏</p> <p>＜評価・課題等＞</p> <p>不慮の事故により障害を負った講師が三つ子の父親として子育てしてきたことを赤裸々に話した。</p>	<p>A</p>
<p>3. 親学習プログラム活用事業 【生涯学習課】</p>	<p>保健センターでの母親学級 全4回 延べ78名参加 就学時健診時 全16会場 1102名参加 保育園での出前講座 全3回 38名参加 小学校での出前講座 全7回 182名参加</p> <p>＜評価・課題等＞</p> <p>小学校の学年行事において実施できた。今後も場の確保が課題である。</p>	<p>A</p>

②学校教育における男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
<p>発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育を推進します。また、性別にとらわれない多様な進路選択ができるよう、指導を行います。</p>		
<p>1. 学校教育活動における人権教育 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・那須地区人権教育研修会へ各学校の人権教育担当者を派遣し、識見を深めるとともに、自校での啓発活動を促進するための意識改革を目指した。 ・各小中学校において人権強調週間・月間などを設定し、個人の尊重や男女の平等を始めとする人権上の諸問題について直接話す機会を設けた。 ・人権作文コンクール、イラストコンクールへの全校参加 <p><評価・課題等></p> <p>単年度での担当者の変更や経験値が浅いことなどにより、校内での人権教育を継続発展させることが難しい。</p>	B
<p>2. 総合的な学習支援事業 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間の活動費として、補助金を配当している。 ・中学2年生を対象としたマイチャレンジ（社会体験）活動への事業所情報を提供している。 <p><評価・課題等></p> <p>生徒が希望する事業所の開拓・確保が困難である。</p>	B
<p>3. 多様な進路選択の指導 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各校のキャリア教育・進路指導全体計画を策定、実施する中で、社会的・職業的自立に向けた基礎的・汎用的能力の育成を図った。 ・進路学習において計画的に勤労観・職業観の形成に努め、主体的な進路の選択と将来設計について考える場を設定した。 ・各教科の指導の中で、自分の成長と家族や家庭生活の関わり、男女の役割の相互理解を深める学習を展開した。 <p><評価・課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導を通してジェンダーフリーの考え方や望ましい勤労観・職業観の育成が図られてきている。 ・キャリア教育の年間指導計画を毎年見直し、より適切な指導計画の構築を図るとともに、小中一貫教育に向け9年間を見通した育成すべき能力・態度を明確にした指導法の研究に努める。 	B
<p>4. 教職員研修事業 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校課題研修（講師を招いて今日的な課題について講演してもらう） ・先進校視察（先進的な取組をしている学校への訪問（各校1名参加）） ・hyper-QUに関する研修（講師を招いての基礎研修・指定校区研修（全12回）） <p>個人を尊重した学級経営や授業のあり方について研究することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド型研修（各学校の研修に他校の教員も参加できる） <p><評価・課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育に関わる様々な問題について考えたり、先進的な取組に触れることで視野を広げたりと、教員としての資質の向上のために不可欠である。 ・hyper-QUの研修では、児童生徒の心理状態を把握することができるのと同時に、よりよい学級づくりを効果的に進めることができる。 ・クラウド型研修では、他校の取組を知るだけでなく、複数校の教員が交流することで研修の活性化につながる。 	B

【基本目標Ⅱ 男女がお互いの性を尊重する人権意識の確立】

施策方向Ⅱ－1 <人権意識の醸成>		
①男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進		
差別や偏見のない社会をつくるため、人権の尊重に関する啓発等を実施します。		
事業	平成25年度実施状況	評価
1. 地域人権啓発活性化事業 【社会福祉課】	「人権の花運動」の実施 市内小学校4校で実施 平成25年実施校 高林小、穴沢小、戸田小、東小 <評価・課題等> 植栽、栽培を通して、人権意識の高揚が図れた。成果向上に向け、各小学校との連携強化を図る。	A
2. 人権相談事業 【社会福祉課】	・ 人権擁護委員による相談事業の実施 黒磯支部、西那須野支部、塩原支部 各支部月1回実施 計36回実施 <評価・課題等> 身近に人権相談ができる場所を整え、相談体制の充実・強化により一定の成果をあげている。更なる成果向上に向け、大田原人権擁護委員協議会と連携し、相談事業の周知方法を検討する。	A
②性の尊重に対する意識啓発の推進		
男女平等を人権問題と捉え、違いを認め、相互に尊重し合えるように啓発等を行います。		
1. セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】	庁内に国作成の啓発チラシを設置した。 <評価・課題等> セクハラは自分が気付かないうちに相手に不快な思いをさせたり、された側は相談しづらいなどの状況があるので、セクハラ認識を高めるようポスターやチラシを利用し防止に努める。	B
2. 相談機関の周知 【市民協働推進課】	男女共同参画週間（6月23日～29日）のパネル展示に合わせて、本庁の入り口で県作成のDV防止のパンフレットを設置した。また、相談窓口カードを庁内のトイレに設置した。 <評価・課題等> 今後も、男女共同参画週間に合わせてDV防止のパンフレットを設置し、いつでも相談窓口の情報が手に入るようトイレ等に相談窓口カードを設置する。	B

<p>3. 思春期保健事業 【健康増進課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期保健事業担当者会議 3回実施 ・ 中高生に対する助産師等による性教育の実施 13校 4,013人 (中学校全校実施 10校 80回 3,380人) ・ 中高生への相談機関の周知(相談カードの配布) 14校 <p><評価・課題等> 中学校全校実施し目標達成している。 生徒の成長発達に即した効果的な性教育を実施するため、今後も各学校との連携を密にし、内容充実に努める。</p>	A
<p>4. メディア・リテラシーの向上 ※情報を主体的に読み解き、判断し、活用できる能力、情報を発信する能力 【学校教育課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、新聞、インターネット等、様々なメディアから得た情報をまとめ発信する活動として、「那須塩原っ子調べる学習コンクール」を実施した。事前準備として、学校図書館関係者に対する研修を行った。 <p><評価・課題等> ・ 各小中学校より 1,880 点の作品が集まり、校内審査・市内審査を経て 14 点を全国コンクールに出展した。全国コンクールにおいては 4 点(優秀賞 1 点、優良賞 1 点、奨励賞 2 点)が入賞した。これにより学校図書館や公共図書館を「調べる活動」のために利用する児童生徒が増加した。 ・ ICT機器や図書・新聞等の整備がまだ不十分であることから、関連機器や情報教材のさらなる整備充実を図り、学校図書館や公共図書館に学習センターや情報センターとしての機能を加え、「調べる活動」のために利用する児童生徒を増加させていく。</p>	B
<p>5. 有害環境浄化事業 【生涯学習課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年指導員が 26 班体制で市内各地域の巡回を実施。 ・ 県青少年健全育成条例に基づき、有害図書販売店などの立入調査を実施。 <p><評価・課題等> ・ 市内巡回指導については時期により巡回ができないケースもあり、なおかつ地域ごとの活動に格差が生じている。 ・ 立入調査については年 2 回の調査であるため、より一層効果を得るために実施方法のさらなる検討が必要と考える。(平成 25 年度は 3 回実施) 上記については、実施方法の検討を重ねながら、今後も活動を継続して実施し、成果の向上を目指していく。</p>	A
<p>施策方向Ⅱ－２＜男女間のあらゆる暴力の根絶＞ ① 配偶者等からの暴力(DV)の根絶と支援体制の整備 「那須塩原市配偶者からの暴力防止基本計画」に基づき、適切な対応に努めます。</p>		
事業	平成 25 年度実施状況	評価
<p>1. DV 防止のための啓発 【市民協働推進課・社会福祉課】</p>	<p>栃木県男女共同参画地域推進員那須塩原市連絡会員が、フェスタインパルティで、DV 防止のためのデート DV の寸劇を行い、啓発を行った。 また、女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~25)では、内閣府作成のポスター及びリーフレットを本庁・各支所に掲示・設置した。</p>	B

	<p><評価・課題等></p> <p>引き続き、地域推進員と協働でデートDVの寸劇等を行い、防止のための啓発を行っていく。また、広報「なすしおばら」で相談窓口の周知を行い、内閣府作成のポスター等を庁内や各支所に設置する。</p>	
<p>2. 中高生に対するDV防止のための啓発</p> <p>【市民協働推進課・社会福祉課】</p>	<p>栃木県男女共同参画地域推進員那須塩原市連絡会員が、男女共同参画セミナーにて、高校生を対象にデートDVの寸劇を行い、DVや男女共同参画に関する出前講座を実施した。また、男女共同参画広報紙「みいな」を市内の小中高校に配布した。</p> <p><評価・課題等></p> <p>今後も高校生を対象にデートDVの寸劇を演じ、寸劇を通じてDV防止のための啓発を進める。また、男女共同参画広報紙「みいな」も引き続き市内の小中高校に配布する。</p>	B
<p>3. DVに関する相談支援事業</p> <p>【子ども課】</p>	<p>母子自立支援員兼婦人相談員2名を配置し、相談を受けている。</p> <p>相談人数 51人</p> <p><評価・課題等></p> <p>相談機関としての必要性は高く、需要も増えている。</p> <p>DVが絡むことで生じる問題が複雑多岐に渡るので、関係機関との連携が不可欠。</p>	B
<p>3. DVに関する相談支援事業</p> <p>【高齢福祉課】</p>	<p>高齢者虐待相談23件のうち配偶者からの虐待相談7件</p> <p><評価・課題></p> <p>高齢者のDVの相談件数は平成24年度2件から7件と大幅に増加した。夫婦間の虐待の認識は高まりつつあるが、今後も一層潜在するDVの早期発見、支援に努める必要がある。</p>	B
<p>3. DVに関する相談支援事業</p> <p>【国保年金課】</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者の配偶者等（配偶者及び配偶者以外の生活の本拠を共にする交際相手をいう。）を含むひとり親家庭（親等と18歳までの子）に保険診療自己負担分の医療費を助成している。</p> <p><評価・課題等></p> <p>申請に基づき100%助成しているので、課題等はない。</p>	A

4. DV 被害者の自立支援体制の充実 【子ども課】	母子自立支援員兼婦人相談員 2 名を配置し、自立支援を行っている。	B
	<p><評価・課題等></p> <p>DV 被害者の自立に向けての自己決定について、関係機関が連携して支える必要がある。</p>	
4. DV 被害者の自立支援体制の充実 【都市整備課】	DV 防止等法による保護命令の決定を受けた被害者、一時保護された被害者への市営住宅への入居に配慮し適切に対応する。	A
	<p><評価・課題等></p> <p>平成 25 年度において、該当事例なし。常時相談ができる体制をとっている。配偶者から暴力を受けたと入居相談に来るケースはあるが、DV 防止等法による保護命令又は一時保護されていない場合は、直ちに支援が出来ない。</p>	

【基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の機会の確保】

施策方向Ⅲ－1 <地域活動における男女共同参画の促進> ①男女の地域社会活動への参画の促進 地域に学習や交流の場を設け、地域社会活動への参画を促進します。		
事業	平成 25 年度実施状況	評価
1. 生涯学習情報の提供 【生涯学習課】	生涯学習情報誌マナビィ・ボックスの発行 年 4 回 延べ 1 3 5、0 0 0 部発行	A
	<p><評価・課題等></p> <p>自治会未加入世帯への配布が困難</p>	
2. 公民館事業 【生涯学習課】	<p>市内 1 5 公民館において、老若男女を問わず様々な講座、学級、教室を開催している。</p> <p>公民館が主催・共催している事業等への参加者の男女比は 18,916 : 29,785 であり、会議室等を利用している自主グループの男女比は 48,035 : 120,793 となっている。</p>	B
	<p><評価・課題等></p> <p>上記から判断すると、男性の参加者・来館者が女性に比べ少ないと言える。しかし、今後団塊の世代が多くリタイヤすることにより、公民館の利用が増える要素はある。</p> <p>市民が何を望んでいるかを的確に把握し、その学習機会を提供するだけでなく、そこで学んだことを地域社会の中に還元し、人と人の輪（つながり）が出来るような講座、学級を展開していく。</p>	

<p>3. 市まるごと出前講座事業 【生涯学習課】</p>	<p>市政や生活に関する 58 講座を登録。延べ実施回数は 389 回、13,909 名の利用があった。 名称を「生涯学習出前講座(市民編)」に変更。</p> <p><評価・課題等> 事業についての認知度を高めることや、申込者が 10 人以上のグループを集めることが困難。</p>	<p>A</p>
<p>4. 市民開放講座の開催 【生涯学習課】</p>	<p>10 月から実施した、市民大学講座に合わせて、名称を「宇都宮共和大学連携講座」に変更。 市民大学講座「地域づくり学部」の一環として実施。</p> <p><課題・評価等></p>	<p>—</p>
<p>5. 市民大学講座事業 【生涯学習課】</p>	<p>地域リーダーの育成と地域交流を目的に実施。 地域づくり学部：3 講座 113 名 地域いきいき学部：81 講座 1,181 名</p> <p><課題・評価等> 10 月からの実施で半期のみの実施であった。26 年度はさらに充実した講座を目指す。</p>	<p>A</p>
<p>6. ボランティア活動支援事業 【社会福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（ボランティアセンター）への運営費補助金の交付 126,341,781 円 ・ボランティアサマースクール支援事業の実施 参加者 353 人（中学生 235 人、高校生 118 人） <p><課題・評価等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会（ボランティアセンター）への運営費補助金の交付 運営費や事業費の適切な補助を行うため、事業内容等の検証を強化する必要がある。 ・ボランティアサマースクール支援事業の実施 福祉に対する理解と関心を深めることができ、一定の成果をあげることができた。参加者確保のため、事業内容・周知方法の検証が必要である。 	<p>A</p>
<p>7. 勤労青少年ホーム事業 【商工観光課】</p>	<p>概ね 40 歳以下の勤労青少年を対象に 18 講座を開催、305 名の参加があった。</p> <p><課題・評価等> 受講者が特定の性別に偏らないような講座を開催する等の工夫を検討する。</p>	<p>B</p>

②防災やまちづくり等における男女共同参画の推進		
地域活動や地域づくりの実践の場に、男女がともに参画できるよう働きかけを行います。		
1. 協働のまちづくり 推進事業 【市民協働推進課】	那須塩原市協働のまちづくり推進協議会の支援 ・地域活動・市民活動交流会 in なすしおばらの開催	B
	<評価・課題等> 「市民との協働によるまちづくり」を推進するため、更なる取組の強化が必要である。	
2. 地域活動支援事業 【市民協働推進課】	市民提案型協働のまちづくり支援事業の実施 11 団体	A
	<課題・評価等> 制度自体はおおむね市民に浸透してきている。試行期間を含めて3年が経過することから、事業の検証と細部の見直しを行う必要がある。	
3. 車座談議推進事業 【市民協働推進課】	車座談議の運営 13 地区 車座談議の事業支援 7 地区	B
	<課題・評価等> 事業の見直しの必要が生じ検討を行った結果、車座談議は平成26年度をもって終了し、市民主体のまちづくりは地域コミュニティへ移行することとなった。コミュニティ未設置地区への設立支援が課題である。	
4. 市長との懇談会の 実施 【秘書課】	計4回（7/5 厚崎公民館、7/8 塩原支所、7/12 稲村公民館、7/16 西那須野支所） 参加者 204 名	B
	<課題・評価等> 市民の行政への参画機会の拡充のため、継続して実施する。	
5. 自主防災組織設立 支援事業 【総務課】	地域の自発的な防災活動を実践することにより災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の結成促進を図るとともに、活動内容を充実させるための支援を行った。（平成25年度末現在認定組織数 85）	C
	<課題・評価等> 自主防災組織の結成率は、平成25年度末で40%にとどまっており、目標に及ばなかった。今後も組織の結成促進が大きな課題であり、地域における防災を通じた男女共同参画の実現には組織結成率の向上が重要である。	

<p>6. 地域主体の防犯活動の支援事業 【生活課】</p>	<p>那須塩原地区防犯協会（会員67人 男性63人、女性4人）</p> <hr/> <p><課題・評価等> 消防団が会員を占める割合が多く、必然的に女性が少ないことが課題である。</p>	<p>C</p>
<p>7. コミュニティ活動支援事業 【生涯学習課】</p>	<p>県教委、市教委共催 「県民カレッジ防災学習推進事業」 平成25年10月3日、黒磯文化会館小ホール、参加者200名 「生きている、生きていく～あの時避難所は「おだがいさま」が支えた169日間～」 講師：天野和彦氏</p> <hr/> <p><課題・評価等> 震災以降、防災に対する意識は高まっているが、一過性のもので終わらせないよう、継続した取り組みが必要である。</p>	<p>A</p>
<p>施策方向Ⅲ－2<政策・方針決定過程への女性の参画推進></p>		
<p>①審議会等への男女共同参画の推進 審議会や委員会等において、男女の比率に偏りのない構成となるよう働きかけを行います。</p>		
<p>事業</p>	<p>平成25年度実施状況</p>	<p>評価</p>
<p>1. 審議会等の男女比率の改善 【市民協働推進課】</p>	<p>審議会・委員会等への女性委員の登用について、各課・委員会等事務局に照会をした。 平成25年9月1日時点の各種審議会・委員会等に占める女性委員の割合：審議会等 23.9% 委員会等 12.7%（平成24年度と比較するとそれぞれ審議会等 2.1%、委員会等 1.8%の下降である）</p> <hr/> <p><評価・課題等> 女性の意見を市の政策や方針決定に反映させるために、今後も庁内や外部団体に女性登用を働きかける。また、能力のある女性の発掘や活用についても積極的に行う。</p>	<p>C</p>
<p>2. 各種団体等に対する女性の登用状況調査 【高齢福祉課】</p>	<p>ねんりんピック栃木2014 那須塩原市実行委員会（委員数65名 男性56名、女性9名）</p> <hr/> <p><評価・課題等> 専門職能や各種団体の代表が実行委員に推薦されているため、男性委員の割合が高くなっている。</p>	<p>C</p>
<p>2. 各種団体等に対する女性の登用状況調査 【スポーツ振興課】</p>	<p>スポーツ推進審議会（委員総数9人、うち男性委員8人・女性委員1人）</p> <hr/> <p><評価・課題等> 選出団体の代表者のほとんどが男性である為、必然的に男性の割合が高くなっている。</p>	<p>C</p>

<p>2. 各種団体等に対する女性の登用状況調査 【国保年金課】</p>	<p>国民健康保険運営協議会総委員定数15名のうち女性委員5名を登用(被保険者を代表する者2名、公益を代表する者3名、保険医又は保険薬剤師を代表する者0名:各区分5名)。女性委員の占める割合は33.3%。 ＜評価・課題等＞ 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の「審議会等における女性委員の割合」の目標値30.0%を上回っている。</p>	<p>A</p>
<p>3. 市女性職員の方針決定過程への参画推進 【総務課】</p>	<p>平成25年度においては、女性職員1名を部長級に登用し、市の方針決定過程への女性職員の参画推進を図った。 ＜評価・課題等＞ 能力のある女性職員の登用を引き続き推進していく。</p>	<p>B</p>
<p>②男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援 男女共同参画の視点に立って様々な分野で活躍できる人材を育成するため、研修等への参加の支援や団体活動の支援を行います。</p>		
<p>1. 団体の育成・支援事業 【市民協働推進課】</p>	<p>地域社会における女性の地位向上と住みよいまちづくりのため、会員相互の理解と協力により、男女共同参画社会の実現を目指せるよう連携を図った。また、研修会の支援を行い、会員の学ぶ意欲の向上を図った。 ・輝きネットなすしおばら(男女共同参画を推進する団体)14団体 ・那須塩原市地域婦人会連絡協議会 3地区 ＜評価・課題等＞ 輝きネットなすしおばらは、H26年度に1団体新規加入する予定。地域婦人会は3団体となったが、さらなる協力体制を築き交流を深めている。よって、今後も地域や団体等で活動できる環境の整備や支援を行い、継続して地域活動ができるよう工夫していく。</p>	<p>B</p>
<p>2. リーダー育成事業 【市民協働推進課】</p>	<p>地域を活性化させるリーダーの育成及びリーダーとしての資質の向上を目指し、県主催の女性教育指導者研修に受講者を派遣するとともに、旅費を支給し、参加に対する負担軽減を図った。 受講者：2名 県と市町の合同事業の次世代人材づくり事業に2名受講者を派遣し、研修修了後は新たな活躍の場を提供した。 ＜評価・課題等＞ 研修修了者は、新たに男女共同参画を推進する活動に参加したり、ステップアップのための研修を受講したりと受講の成果を出している。</p>	<p>A</p>
<p>3. 家庭教育オピニオンリーダー育成事業 【生涯学習課】</p>	<p>オピニオンリーダー養成研修受講生 3名、 3支部、33名が活動。子育てサロンの運営、就学時健診・母親学級での親学習プログラム実施協力、公民館事業協力など実施 ＜評価・課題等＞ 県は、1000名のオピニオンリーダー育成を目指しているが減少傾向にある。高齢化が進み、次世代の確保が課題である。</p>	<p>A</p>

【基本目標Ⅳ 家庭生活とその他の活動との両立の支援】

施策方向Ⅳ-1 <家庭生活における男女共同参画の推進>

①家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進

男女が共同して家事や育児、介護に取り組むよう意識啓発を行います。

事業	平成25年度実施状況	評価
<p>1. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス啓発事業</p> <p>【市民協働推進課】</p>	<p>男女共同参画広報紙「みいな」で、旅館業を営む若い夫婦を取り上げ、仕事と家庭・地域生活の両立についてインタビューをし、家庭生活におけるワークライフバランスの推進を図った。</p> <p><評価・課題等></p> <p>現在、少子高齢化に伴う経済的・社会的問題に対応するために、働き方の見直しが求められている。よって、ワークライフバランスの認知度を上げ、その重要性に気づき実践できるよう、今後も広報紙「みいな」等で啓発・情報提供を行う。</p>	B
<p>2. 「家庭の日」推進事業</p> <p>【生涯学習課】</p>	<p>・青少年センターだよりへの掲載により周知を実施。</p> <p>・第3日曜日にあわせて、家庭の絆を深めるきっかけづくりとするための交流事業を実施。</p> <p><評価・課題等></p> <p>・青少年センターだよりへの掲載により事業を推進しているが、今後新たなPR事業に着手していく必要性を感じる。</p> <p>・第3日曜日にあわせて、家庭の絆を深める交流事業を実施しているが、今後新たにタイアップ可能な事業を検討し、周知・啓発に努めていく。</p> <p>実施事業：那須野の大地、産業文化祭、生涯学習振興大会 親子体験チャレンジ（博物館事業）</p>	A
<p>②子育てサービス・支援の充実</p> <p>多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実等、子育て支援に取り組みます。</p>		
<p>1. 多様な保育ニーズに対応した保育サービス事業</p> <p>【子ども課】</p>	<p>公立・私立保育園において一時保育、病後児保育、休日保育等を実施</p> <p>・一時保育 8園 延べ利用者数 1,787人</p> <p>・病後児保育 2園 延べ利用人数 41人</p> <p>・休日保育 2園 延べ利用人数 373人</p> <p><評価・課題等></p> <p>事業の周知は、市のHPや保育園ガイドブック等により行っているが、利用の少ない事業や園があり、引き続き周知が必要である。また、子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日施行予定）に伴い、当該事業に係る計画策定が必要となるなどニーズの高い事業であると考えられるため、今後も事業内容の見直し等を行い、より利用しやすいサービスとしていく必要がある。</p>	B

<p>2. 地域における子育て支援事業 【子ども課】</p>	<p>子育てサロン事業の実施 子育て相談センター実施 11 箇所 15,614 人 市委託、その他の子育てサロン実施 10 箇所 15,133 人 計 21 箇所 30,747 人</p> <p><評価・課題等> 利用者が年々増加しており、市民のニーズへの対応として、子育て相談センター実施のサロンが1箇所、市委託のサロンと幼稚園が実施するサロンが各1箇所新設した。子育て家庭への遊び場、交流の場の提供という子育て支援を多くの子育て家庭へ提供できた。今後もサロン増設の予定があり、より多くの場所での子育て支援が期待できる。</p>	A
<p>3. 子育て相談事業 【子ども課】</p>	<p>地域子育て支援センターによる子育て相談 8 箇所 1,484 件 (うち、子育て相談センターによる家庭・児童相談 1,041 件)</p> <p><評価・課題等> 相談を受けることによって、子育てについての不安の解消や家庭の安定を図ってきた。今後も更に市民への周知を図る。</p>	B
<p>4. ファミリーサポートセンター事業 【子ども課】</p>	<p>ファミリーサポートセンター 1 箇所 (平成23年10月1日開設) 会員数 383 人 (平成26年3月31日現在) (内訳) 利用会員258人、サポート会員94人、両方会員31人</p> <p><評価・課題等> 会員数も増加し、安定したサポート活動を実施できた。今後も市民への周知を図るとともに、サポート会員を確保し、サポート体制の強化を図る。</p>	A
<p>5. 放課後児童対策事業 【生涯学習課】</p>	<p>・児童クラブの運営、支援 ・児童クラブの整備</p> <p><評価・課題等> ・児童クラブの運営については、公設民営児童クラブ21箇所、民設民営児童クラブ11箇所に対して運営を支援。 平成25年度の児童クラブ利用児童は1,285名。 ・児童クラブの整備事業としては、西小学校児童クラブを整備した。</p>	A
<p>③介護サービス・支援の充実 多様で良質な介護サービスを提供できる仕組みづくりと、家庭生活と介護を両立できるよう支援します。</p>		
<p>1. 介護保険制度の普及 【高齢福祉課】</p>	<p>・65歳到達者へのパンフレット等の送付 2,003 名 ・窓口での説明 随時 ・ホームページへの掲載 通年 ・出前講座等での説明 9 回</p> <p><評価・課題等> 対象が高齢者を中心であることに配慮したパンフレットであるが、更に検討をする必要がある。</p>	B

<p>2. 総合相談支援事業 【高齢福祉課】</p>	<p>総合相談件数 20,292 件</p> <hr/> <p><評価・課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関する相談は昨年同様 20000 件を超える状況であり、介護サービスの提供等、関係機関との協働による相談者に必要な支援につなげることに寄与した。 ・相談機関である地域包括支援センターの機能強化や地域関係者とのネットワークの構築、見守り支え合い体制の基盤整備が必要である。 	<p>B</p>
<p>3. サービス基盤の整備 【高齢福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 1 施設（入居定員計 18 名） <hr/> <p><評価・課題等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう基盤整備の充実が図れた。 ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の併設施設については、整備法人決定の遅れから、平成 26 年度へ繰越となった。 	<p>B</p>
<p>施策方向Ⅳ－２<就業における環境整備の促進> ①職場環境の整備に関する意識啓発の推進 雇用環境の充実に向け、働きかけを行います。</p>		
<p>事業</p>	<p>平成 25 年度実施状況</p>	<p>評価</p>
<p>1. 労働に関する法律・制度等の普及 【商工観光課】</p>	<p>国・関係機関からのパンフレットを窓口カウンターに設置する等、来庁する事業者への配布を実施。</p> <hr/> <p><評価・課題等></p> <p>配置するパンフレットが多いため、目に留まりやすい配置を心がける。</p>	<p>B</p>
<p>2. 労働相談機関の周知 【商工観光課】</p>	<p>年間を通じ、市ホームページ・広報紙による相談窓口の案内を実施。</p> <hr/> <p><評価・課題等></p> <p>より多く利用してもらうために、広く情報提供をしていく必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>3. 商工業等の分野における男女共同参画推進事業 【商工観光課】</p>	<p>実施なし。</p> <hr/> <p><評価・課題等></p> <p>今度委員選定の際には、女性委員の参画について内部で検討を行う必要がある。</p>	<p>C</p>

<p>4. 農業・農村男女共同参画推進事業 【農務畜産課】</p>	<p>県が主体の農業農村男女共同参画推進研修会等に参加し、家族経営協定の締結促進を図ったほか、女性認定農業者や女性農業士を増やすための検討を行った。女性認定農業者33名（1名増）女性農業士7人（横ばい）</p> <p><評価・課題等></p> <p>農作業や子育てなど多忙な世代であり、受け手が見つからない状況である。今後増員を目指し、女性の経営参画について理解を求めていく必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>5. 家族経営協定締結の促進 【農業委員会】</p>	<p>農業委員の協力を得て、各地区における家族経営協定締結の促進を図った。この結果、平成25年度には、新たに5件の協定が締結され、家族経営協定の締結件数は累計で237件となった。</p> <p><評価・課題等></p> <p>家族経営協定の締結者は年々増加しているが、一方では、文書による協定の締結に対する抵抗感等により協定の締結をためらう家庭もある。協定締結の促進には「性別・世代を問わず対等な立場で話し合うことで農業経営や暮らしの現状確認を行い、より豊かな農業経営を目指す」という協定のねらいに対する理解を広めていくことが必要である。</p> <p>また、協定締結後に経営移譲や後継者の結婚等で世帯の状況が変化した場合には、その都度協定を見直すことが望ましいため、協定の見直しについても周知していくことが大切である。</p>	<p>B</p>
<p>6. パワー・ハラスメント防止のための啓発 【市民協働推進課】</p>	<p>庁内に国作成の啓発チラシを設置した。</p> <p><評価・課題等></p> <p>風通しのよい職場環境を作り仕事を円滑に進めるためには、パワー・ハラスメント防止のための啓発が必要であり、セクシュアル・ハラスメント防止と併せた啓発を進める。</p>	<p>B</p>
<p>6. パワー・ハラスメント防止のための啓発 【商工観光課】</p>	<p>国・関係機関からのパンフレットを窓口カウンターに設置する等、来庁する事業者への配布を実施。</p> <p><評価・課題等></p> <p>配置するパンフレットが多いため、目に留まりやすい配置を心がける。</p>	<p>B</p>
<p>7. 職場におけるワーク・ライフ・バランス啓発事業 【市民協働推進課】</p>	<p>職場にてワークライフバランスを推進するためには、若手職員の意識改革も重要であることから、採用9～11年目の職員を対象に研修を実施した。</p> <p><評価・課題等></p> <p>職場におけるワークライフバランスを推進するためには、全職員の意識改革と理解が重要である。まだまだワークライフバランスの認知度は低いが、今後少子高齢化など社会状況の変化に伴いワークライフバランスを意識した働き方が求められるため、一層の啓発を行う必要がある。</p>	<p>B</p>

<p>7. 職場におけるワーク・ライフ・バランス啓発事業 【商工観光課】</p>	<p>国・関係機関からのパンフレットを窓口カウンターに設置する等、来庁する事業者への配布を実施。</p> <p><評価・課題等> 配置するパンフレットが多いため、目に留まりやすい配置を心がける。</p>	<p>B</p>
<p>8. 市役所におけるワーク・ライフ・バランス推進事業 【総務課】</p>	<p>平成25年度においては、女性職員11名が部分休業を取得し、仕事と家庭生活との両立を図った。</p> <p><評価・課題等> より一層の仕事と家庭生活との両立の推進を図るため、引き続き部分休業の取得を促進するとともに、職場の当該制度への理解の促進を図る必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>②再就職・起業に対する支援 関係機関と連携し、再就職・起業に関する情報提供等を行います。</p>		
<p>1. 就労・職業能力開発支援に関する情報提供 【商工観光課】</p>	<p>年間を通じ、市ホームページ・広報紙による相談窓口の案内を実施。</p> <p><評価・課題等> より多く利用してもらうため、広く情報提供をしていく必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>2. 創業支援事業 【商工観光課】</p>	<p>① 市の制度融資に創業支援資金を創設及び実施し、中小企業の振興を図った。 ・平成25年度 創業支援金融融資実績件数 19件 65,400千円</p> <p>② 那須塩原市商工会が実施する創業支援事業「創業支援塾」に助成を行っている。 ・平成25年度 創業支援塾(14回開催) 参加者:15名</p> <p><評価・課題等> ① 引き続き融資制度を実施する。法人・個人の別や性別を要件としていない為、女性創業者の利用実績もある。 引き続き商工会が実施する創業支援事業に助成を行う。</p>	<p>B</p>

【基本目標Ⅴ 生涯を通じた社会参画のための環境の整備】

施策方向Ⅴ－1 <生涯を通じた男女の生活環境の整備>

①生涯を通じた心とからだの健康支援

それぞれのライフステージに応じて、適切に健康管理ができるよう支援します。
また、こころの病気に関する知識の普及啓発を行い、本人や家族を支援します。

事業	平成25年度実施状況	評価
1. 自殺防止対策事業 【社会福祉課】	自殺防止対策講演会（参加者数 140 人） カウンセリング事業（相談件数のべ 62 件） セルフチェックシステム「心の体温計」（アクセス数 69,282 件） <評価・課題等> 多くの参加者や利用者が確保され、心の健康に対する理解や自己診断の機会の提供、相談窓口の周知を図ることができた。	B
2. がん検診推進事業 【健康増進課】	がん検診受診者数：乳がん（8,468 人）、子宮がん（7,947 人）、大腸がん（12,252 人）延べ 28,667 人 （子宮・乳・大腸がん）無料クーポン券の配布 延べ 16,117 人 <評価・課題等> 乳がん検診受診率 49.8%、子宮がん検診受診率 47.4%、大腸がん検診受診率（39.7%）であり、国・県が掲げている受診率 50%に対し、乳がん検診はほぼ同水準であるが、子宮・大腸がん検診においては到達していない。今後も積極的な受診勧奨を行っていく必要がある。	B
3. 生活習慣病予防事業 【健康増進課】	各種健康教育の実施 延べ 21,876 人 保健師、栄養士による電話、面接相談 延べ 15,279 人 <評価・課題等> 毎年各種健康教育参加者数及び健康相談者数は増加してきている。引き続きあらゆる機会に生活習慣病予防教育、相談事業を実施していく必要がある。	B
4. 妊産婦支援事業 【健康増進課】	・母親学級 年 1 2 回 ・妊産婦訪問の実施 398 件 ・妊娠 11 週以内での妊娠の届出率 92.1% <評価・課題等> 支援が必要な妊産婦は多い。母子健康手帳交付時に健康相談を実施し、妊娠早期からの支援を開始しているが、安心安全な妊娠出産の確保と生涯を通じた健康支援を図るため、要支援者の継続的な支援が重要である。	B

<p>5. 母性父性育成支援事業 【健康増進課】</p>	<p>・保健師・助産師による訪問指導 617件 ・母子保健推進員による訪問指導 1,015件</p> <hr/> <p><評価・課題等> 核家族化や育児不安、虐待ハイリスク等が増加しているため、家庭での育児状況を把握し、親子が健やかに成長していくよう適時適切に支援することが重要である。訪問体制の充実強化を図る必要がある。</p>	<p>B</p>
<p>6. 乳幼児健康診査相談事業 【健康増進課】</p>	<p>・4か月児健康診査 26回 973人 97.1% ・10か月児健康診査 26回 997人 96.7% ・1歳6か月児健康診査 27回 976人 94.5% ・2歳児歯科検診 26回 962人 92.8% ・3歳児健康診査 27回 1,014人 92.0% ・育児相談、精神・運動発達相談数 151回 2,048件 ・5歳児発達相談 66回 1,131人 ・先天性股関節脱臼検診 953人 96.1%</p> <hr/> <p><評価・課題等> ・健診受診率は高水準を維持している。育児相談・発達相談数は多く、ニーズも高い。 ・親の育児不安の解消と育児力の向上を図り、子どもが心身ともに健やかに成長していくために、多様な相談に応じられる相談体制の確立と育児に関する学習の場としての充実強化に努める。</p>	<p>B</p>
<p>7. 文化振興事業 【生涯学習課】</p>	<p>地域に根ざした文化活動の推進・文化団体の育成支援と人材育成、特色ある文化づくりの推進。</p> <hr/> <p><評価・課題等> 市文化協会加入団体や劇団なすの、黒磯オペラをつくる会など、数多くの団体において男女区別なく活発に活動している。団塊世代の退職により、活動に参加する人数が増加することが期待される反面、20～50代の現役世代の活動参加、団体育成が課題である。</p>	<p>A</p>
<p>8. 生涯スポーツ普及事業 【スポーツ振興課】</p>	<p>体育施設利用者 500,355人 学校開放利用者 63,541人</p> <hr/> <p><評価・課題等> 生涯スポーツの推進のため、体育施設整備計画を策定した。今後の計画の中で耐震化を含め、バリアフリー化を考慮した整備の検討を進める。</p>	<p>C</p>

②高齢期における生活環境の整備 高齢期においても住みなれた地域で自立して生きがいをもって暮らし続け、社会参画していけるよう支援します。		
1. 介護予防事業 【高齢福祉課】	通所型介護予防事業（介護予防教室） ・運動器機能向上 実施箇所数：14 箇所 参加延人数：3,051 人 ・口腔機能向上 実施箇所数：10 箇所 参加延人数： 340 人 元気アップデイサービス事業 実施箇所数：15 箇所 参加延人数：15,591 人 <評価・課題等> 高齢者人口の増加に伴い、対象者や参加呼び掛けが必要な高齢者も増加しているため、民間事業所などの新たな実施箇所を検討する必要がある。	B
2. 公共的施設のバリアフリー化の推進 【建築指導課】	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、届出が行われた対象物件について審査している。 ○ひとにやさしいまちづくり条例適合件数 目標値（累積）108件、 実績値（累積）123件 <評価・課題等> 今後も、条例に適合するよう継続的に指導するとともに、公共施設のバリアフリー化の推進、民間施設への普及啓発に努める。	A
3. 生きがいづくり事業 【生涯学習課】	高齢者学級事業（公民館主催）、15公民館で延べ139回実施、参加者は延べ4,113名 <評価・課題等> 全公民館で実施されている事業であり、ニーズも高い。今後も継続予定	A
③ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備 ひとり親家庭が経済的に自立し、子育てと仕事をバランスよく両立できるよう支援します。また、障害者が地域で自立した生活をし、社会参画できるよう支援します。		
1. 障害者の地域生活支援事業 【社会福祉課】	障害福祉サービスの実施 介護給付費利用者（のべ508人） 訓練等給付費利用者（のべ207人） 地域生活支援事業の実施 移動支援事業・地活センターⅡ型・日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業利用者（のべ134人） <評価・課題等> 障害のある人が安心した自立生活を送るに必要な障害福祉サービスの円滑な提供が図れた。今後も、ニーズを的確に把握しつつサービスの充実に向けた検討が必要。	B

<p>2. ひとり親家庭の 自立支援事業 【子ども課】</p>	<p>① ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の実施 支給件数 0件</p> <p>② ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の実施 受給者 9人（延べ支給月108月）</p> <hr/> <p><評価・課題等></p> <p>訓練終了者は、全員就職に有利な資格を取得し就労している。 ひとり親家庭の自立支援に有効と思われるので、広報やHP等で広く周知を図る。</p>	<p>B</p>
-----------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

資 料

那須塩原市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第17条）

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等（第18条—第20条）

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会（第21条）

第5章 補則（第22条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。特に男女共同参画社会基本法においては、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市においても、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、今もなお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根深く、真の男女平等や男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

だれもが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現は、私たち市民の切なる願いであるが、そうした社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要である。

このような認識に立ち、市は、市、市民及び事業者が相互に協力連携して、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が、自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におい

て、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な施策を講ずるとともに、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第8条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な施策を講ずるものとする。

(活動の支援)

第10条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育の分野における施策)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家族経営的な農林業、商工業等の分野における施策)

第12条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野で、家族全員がそれぞれの能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、

必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第15条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第19条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な

性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第21条 市に那須塩原市男女共同参画審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、市民、関係機関の職員、事業者、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第5章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成26年版

第2次那須塩原市男女共同参画行動計画 年次報告書

～平成25年度の実施状況～

平成26年7月

発行・編集 那須塩原市 企画部市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共壘社108番地2

TEL: 0287 (62) 7019 FAX: 0287 (62) 7220

E-mail: kyoudousuishin@city.nasushiobara.lg.jp



那須塩原市牛乳消費拡大PRキャラクター みるひい